

公益社団法人青森県看護協会看護研究倫理審査申請申込の手引き

公益社団法人青森県看護協会の看護研究倫理審査の申請を希望される方は、以下をご参照の上、申請書等を作成し提出してください。

1. 倫理審査に必要な書類について

- 1) 提出書類 ①「公益社団法人青森県看護協会看護研究倫理審査申請書【様式1】
②「研究等計画書【様式2】

*様式1、様式2は青森県看護協会ホームページからダウンロードできる。<http://egao-park.net>

2) 申請書記載事項

- ①申請者（研究等代表者）・青森県看護協会会員番号・所属施設・電話番号
- ②共同研究者および所属施設
- ③研究・調査テーマ

3) 研究等計画書留意事項

- ①研究等方法、倫理的配慮、その他の項目に係わる添付書類の確認
- ②研究等計画書（以下計画書とする）を作成する場合は、日本看護協会「看護研究における倫理指針」（以下指針とする）に沿って行う。
- ③計画書を提出する際は、指針の「看護研究における研究倫理 チェックリスト」を確認する。

2. 申請書類提出期限：7月・11月の第2月曜日（※平成30年度は4月・7月・11月とする）

3. 申請書の送付について

- 1) 申請書は原本を郵送にて提出する。
- 2) 送付先 〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20番30号
公益社団法人 青森県看護協会 会長
TEL：017-723-4579 FAX：017-735-3836

4. 審査の結果は、「看護研究倫理審査結果通知書【様式3】」が審査後約1か月以内に郵送される。

5. 審査結果が

- 「条件付き承認」の場合は、通知書に記載された提出期日までに条件に対し回答する。
- 「要再申請」の場合は、修正・変更を行い、通知書に記載されている期日までに提出とする。
- 「不承認」の場合は、提出された計画書に基づいて研究等を進めることはできない。
- 「非該当」の場合は、倫理審査の対象外である。

6. 通知に対して、申請者は【様式4】をもって不服を申し立てることができる（通知受領後1か月以内）。

7. 研究等の終了及び中止があった場合は、申請者は本会会長に、看護研究等（終了・中止）報告書【様式5】により報告する。

*様式4、様式5は青森県看護協会ホームページからダウンロードできる。<http://egao-park.net>

8. この手引きは、平成30年4月1日から施行する。